

■交付対象者要件 下記の①～③までのすべてにあてはまる方が対象です。

- ①基準日（平成31年4月1日）時点で満65歳以上（S29.4.1以前に生まれた方）又は身体障害者1級若しくは2級であること。
- ②基準日時点で砺波市に住民登録があり、一人世帯であること。（同一住所に同居している別世帯がある場合は除く。）
- ③平成30年度市民税が非課税であり、ご家族等の扶養親族ではないこと。

65歳以上又は身体障害者1級若しくは2級である。

↓ はい

一人暮らし(一人世帯)である。
※同一住所に同居している別世帯がある場合は除く。

いいえ

↓ はい

平成30年度市民税が
非課税である。

→
いいえ

↓ はい

ご家族等の扶養親族
ではない。

→
いいえ

↓ はい

該当

対象外

住宅用火災警報器の
設置は法律で義務づけ
られています。
既に設置済みの方は、
電池が切れていないか
確認しましょう。